別表十一の表中「特別控除額 ((7)又は(別表十(二)付表「11」))×20/100」を「特別控除額 ((7)又は(別表十(二)付表「11」))×18又は20/100」に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号。第４号(2)において「令和６年改正法」という。）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（第５号において「令和６年旧措置法」という。）」を加え、同第四号を次のように改める。

４　「特別控除額 ((7)又は(別表十(二)付表「11」))×18又は20/100 (8)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該内国法人が通算法人である場合（当該事業年度が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度である場合に限る。）には「(7)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表十(二)付表「11」)」を消すこと。

(2)　「指定法人としての指定を受けた日　(3)」の欄に記載された日が令和６年４月１日以後である場合（当該内国法人が令和６年改正法附則第50条第１項（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例に関する経過措置）に規定する経過内国法人に該当する場合を除く。）には「又は20」を消し、その他の場合には「18又は」を消すこと。

別表十一の記載要領第五号中「の規定」を「又は令和６年旧措置法第61条第５項の規定」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

別表十一付表の記載要領第１号中「）において」の次に「租税特別措置法第61条第１項（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の」を加え、「同項」を「これら」に改める。

別表十四の表中「((6)×1/100×120円又は130円)又は((6)×1/100×180円又は195円)」を「((6)×1/100×130円)又は((6)×1/100×195円)」に、「((8)×1/100×90円又は110円)又は((8)×1/100×135円又は165円)」を「((8)×1/100×110円)又は((8)×1/100×165円)」に、「((10)×1/100×60円又は70円)又は((10)×1/100×90円又は105円)」を「((10)×1/100×70円)又は((10)×1/100×105円)」に、「((12)×1/100×30円又は40円)又は((12)×1/100×45円又は60円)」を「((12)×1/100×40円)又は((12)×1/100×60円)」に、「日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額」を「日本船舶外航事業に係る所得の金額」に改め、同表の記載要領第11号を次のように改める。

２　「((6)×1/100×130円)又は((6)×1/100×195円)　(7)」、「((8)×1/100×110円)又は((8)×1/100×165円)　(9)」、「((10)×1/100×70円)又は((10)×1/100×105円)　(11)」及び「((12)×1/100×40円)又は((12)×1/100×60円)　(13)」の各欄の記載に当たつては、当該事業年度において租税特別措置法施行令第35条の２第１項（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）に規定する日本船舶外航事業（次号において「日本船舶外航事業」という。）の用に供した次に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

(1)　租税特別措置法第59条の２第１項各号列記以外の部分に規定する日本船舶（次号(1)において「日本船舶」という。）　それぞれ「((6)×1/100×130円)」、「((8)×1/100×110円)」、「((10)×1/100×70円)」及び「((12)×1/100×40円)」を適用して計算した金額を記載すること。

(2)　租税特別措置法第59条の２第１項第１号に規定する特定準日本船舶（次号(2)において「特定準日本船舶」という。）　それぞれ「((6)×1/100×195円)」、「((8)×1/100×165円)」、「((10)×1/100×105円)」及び「((12)×1/100×60円)」を適用して計算した金額を記載すること。